

【アメリカ】 議員のインサイダー取引規制法案両院通過

海外立法情報課・廣瀬 淳子

* 連邦議会議員等のインサイダー取引を禁止し、議員を含む政府高官の政治倫理規制を強化するストック法案が両院を通過した。同法案の成立をオバマ大統領も支持している。

法案の審議

各種世論調査では、連邦議会に対する信頼度が史上最低を記録している。2011年11月13日のCBSテレビの番組でバイナー下院議長やペロシ前下院議長の株式投資などが取り上げられたことなどから、議員のインサイダー取引規制が課題となった。

連邦議会議員を含めて、一般に、インサイダー取引については、これまで明文の禁止規定は法律に存在せず、1934年証券取引法等の一般的な不正禁止(anti-fraud)条項と連邦証券取引委員会(SEC)の規則で規制されてきた。

ストック法案(Stop Trading On Congressional Knowledge (STOCK) Act, S.2038)は、2012年2月2日に上院を賛成96、反対3、2月9日に下院を賛成417、反対2で通過した。下院では、上院通過法案に修正が加えられた。3月22日に上院が下院通過法案に全会一致で同意した。

2012年1月24日の一般教書演説の中でオバマ大統領は法案の成立を強く支持しており、この法案が政治への国民の信頼回復への手段となるとしている。

主要な条項

下院通過法案の主要な条項は、次のとおりである。

・インサイダー取引等の禁止

1934年証券取引法等において、連邦議会議員や議会職員をインサイダー取引禁止の対象から除外しないことを明確化する。また、行政府や司法府の職員等に対しても、インサイダー取引禁止の対象から除外しないことを明確化する。

商品取引法を改正して、連邦議会議員や議会職員の特定の州際取引等を禁止する。また司法府の職員に対しても、同様に禁止する。

連邦議会両院の倫理委員会は、議員や議会職員に対する、職務上の地位に基づき又は公務の遂行に伴って入手した重要な非公開情報に基づき私的利益を得てはならない点等を詳細に解釈する指針を作成しなければならない。

政府倫理局は行政府の職員向けに、合衆国司法会議(U.S. Judicial Conference)は連邦判事及び司法府の職員向けに、同種の指針を作成しなければならない。

1934年証券取引法を改正し、1978年政府倫理法により資産公開報告書を提出しなければならない者に対して、一般に販売されない新規公開株(IPO)の購入を禁止する。

・株式等取引の報告と公開

1978年政府倫理法を改正して、1,000ドルを超える株式や債券などの売買等の取引については、連邦議会議員、議会職員、大統領、副大統領、政治任用者等の幹部公務員は、取引の通知を受けてから30日以内、取引から45日以内に、報告書を提出しなければならない。

連邦議会議員、候補者、連邦議会職員は、年次資産公開報告書を電子的な形態で提出し、連邦議会両院の事務局長等は、両院のウェブサイトで提出後30日以内に公開しなければならない。事務局長等は、電子的な報告システムを開発しなければならない。

大統領は、行政府の職員等の資産公開報告書を行政府の機関の公的なウェブサイトで提出後30日以内に公開しなければならない。

- ・ 信認関係

1934年証券取引法を改正し、連邦議会議員と議会職員は、その職務上の地位に基づき又は公務の遂行の際に入手した重要な非公開情報について、連邦議会、合衆国とその市民に対する信頼と秘匿(trust and confidence)の関係から生じる義務を負っていることを明確にする。また、行政府や司法府の職員に対しても、同様の義務があることを明確にする。

- ・ 政治情報規制

会計検査院長は、議会調査局(CRS)と協議の上、法律成立後1年以内に、金融市場における政治情報の役割について、その影響力の評価、政治情報の売買をめぐる法的、倫理的問題等を含めて報告書を作成しなければならない。

- ・ 刑法典の改正

連邦刑法典を改正して、公務員の収賄や横領等の対象となる範囲の規制を強化し、自由刑の上限年数を引き上げる。

法案の論点

法案の論点は、刑法典の改正の範囲と政治情報コンサルタント(political intelligence consultant)の規制条項であった。上院通過法案には、1995年ロビイング公開法を改正して、政治情報コンサルタントについてもロビイストと同様に、登録や報告の義務を課し、収入、支出、活動などの詳細を四半期ごとに連邦議会の両院に提出しなければならないとする条項が含まれていたが、下院では削除された。政治情報コンサルタントとは、議員や議会スタッフ、政府高官と直接接触して立法関連情報や行政情報を収集し、企業や投資家等に販売等をするものである。

ロビイストと同様の規制を支持する声がある一方で、議員活動の制限や議員への自由な接触の制限につながりかねないとする懸念も議員から表明されている。

参考文献(インターネット情報は2012年3月26日現在である。)

- ・ “S.2038 Bill Summary as of February 9, 2012”.

<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/D?d112:1:./temp/~bdZUOI:@@D&summ2=m&|/home/LegislativeData.php>>